



# 認知症への備えと対応 〈後編〉

## 家族間での「民事信託」の活用

本連載の前編では、自分の両親や家族が認知症になった際の金銭トラブル防止のため一つの方法として、「成年後見制度」についてご紹介しました。

2000年4月1日にスタートした成年後見制度は、いまや認知症になった際の財産管理の有力な手段として、よく知られるようになりました。しかし、2020年時点で、65歳以上の認知症の患者が約602万人<sup>\*1</sup>と推計されるのに対し、成年後見制度の利用者は約23万人と、わずか4%弱にすぎません。また、後見開始の審判等の申立件数は、2012年から2020年まで、ほぼ横ばい状態です（※1 内閣府『平成29年度版 高齢社会白書』掲載の「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」）。※2 最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況」。

このように、成年後見制度を必要とする人が増えているのに、利用者がなかなか増

えないのは、次に挙げる3つの理由があると考えられます。

**成年後見制度は、必ずしも使い勝手が良くない**

① 第三者が家族の財産を管理することに

抵抗感を抱く人が多い

成年後見制度が始まった当初、後見人には子やきょうだいなどの親族が選任されるケースが8割を占めていました。しかし現在では約2割に低下し、約8割が司法書士などの専門職後見人です（最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況」）。

家庭裁判所への申し立てにより選ばれるため専門職が後見人になることが多い法定後見だけでなく、家族が後見人になれる任意後見の場合でも、任意後見監督人には弁護士などの専門職が選任されます。

親や祖父父母の預貯金を、司法書士などの



弁護士  
本田 桂子

○ [ほんだ・けいこ] 東京・蒲田で遺言・相続・信託・民事訴訟を主業務とする法律事務所勤務。『誰でも簡単に作れる遺言書キット』（永岡書店）、『行職員が読む 遺言書のすすめ方づくり方』（経済法令）他、著書多数。  
kashintaku1@gmail.com

第三者が管理・監督することに抵抗を感じる人は少なくないでしょう。

② 費用面での負担が大きい

いったん後見人が選任されると、多くの場合、被後見人が亡くなるまで、後見人や後見監督人に対する報酬の支払いが必要になります。金額は管理する財産の額によって異なりますが、月額が目安は次の通りです（東京家庭裁判所・立川支部・平成25年1月1日付公表「成年後見人等の報酬額のめやす」）。

〈成年後見人の報酬〉

管理財産が

- ・ 1千万円以下……………2万円
- ・ 1千万円超5千万円以下…3〜4万円
- ・ 5千万円超……………5〜6万円

〈成年後見監督人の報酬〉

管理財産が

- ・ 5千万円以下……………1〜2万円
- ・ 5千万円超……………2・5万円〜3万円

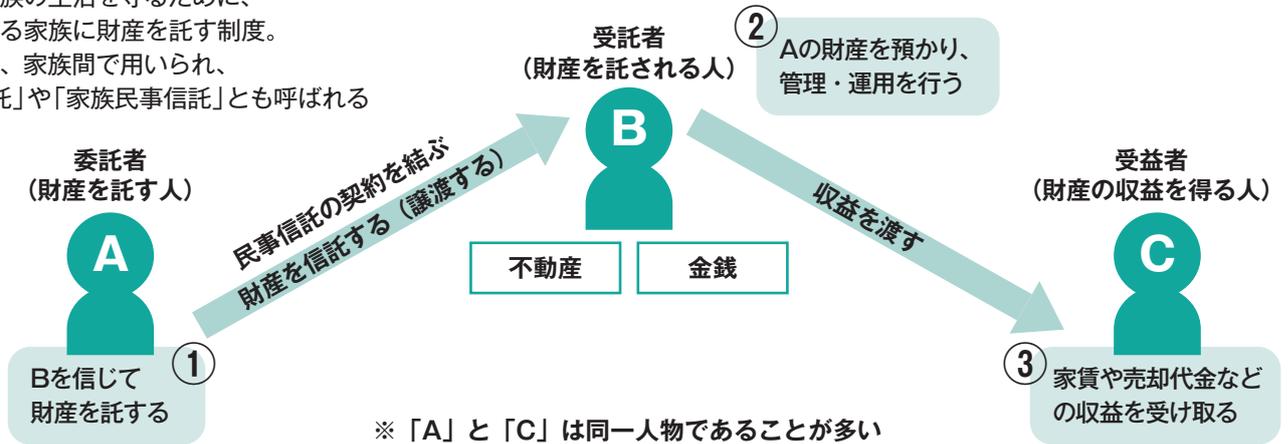


## >>> 介護と家計を考える

### 【図表1】民事信託の仕組み

民事信託とは…

自分や家族の生活を守るために、信頼できる家族に財産を託す制度。一般的に、家族間で用いられ、「家族信託」や「家族民事信託」とも呼ばれる



たとえば現在75歳の人が、3000万円の財産を10年間、成年後見人に管理してもらったとしましょう。その報酬が成年後見人に対して3・5万円、成年後見監督人が1・5万円だとすると、総額600万円かかることとなります。

任意後見の場合、家族である任意後見人は無報酬にするとしても、任意後見監督人に対する報酬は同様にかかります。

③柔軟な財産管理ができない  
成年後見制度は、被後見人の財産を守ることに主眼を置いているため、財産管理の柔軟性を欠き、融通がきかない傾向があります。そのため、本人がグレードの高い施設への入居や、子や孫への経済的支援を望んでも実現が難しいことがあり、また、相続対策を行ったり、不動産の大規模リフォームをするために銀行から融資を受けることも困難です。

#### 「民事信託」とは、 どのような制度なのか

このように、成年後見制度が使いつらいこともあり、ここ数年、家族間で民事信託を利用する人が増えています。一般的に、家族間で用いられる民事信託は、「家族信託」や「家族民事信託」と呼ばれています。本稿では単に「民事信託」と呼ぶことにします。なお、「信託」というと、信託銀行をイメージする人が多いかもしれませんが、それとは関係ありません。

民事信託をひとことという、「自分や家族の生活を守るために、信頼できる家族に財産を託す制度」です。本人が生きている間は家族に財産管理を任せ、本人の死後はその財産を特定の家族に帰属させることができます。つまり、民事信託という1つの制度で、「認知症になったときの財産管理」と、「死後の財産承継」が行えるというところで、成年後見制度と遺言書の2つの特徴をあわせもつ制度といえるでしょう。

#### 民事信託の仕組みは どうなっているのか

民事信託の基本的な仕組みは【図表1】の通りで、次のような流れになります。

①「委託者」が「受託者」と民事信託の契約を結び、財産を「受託者」に信託する（譲渡する）。

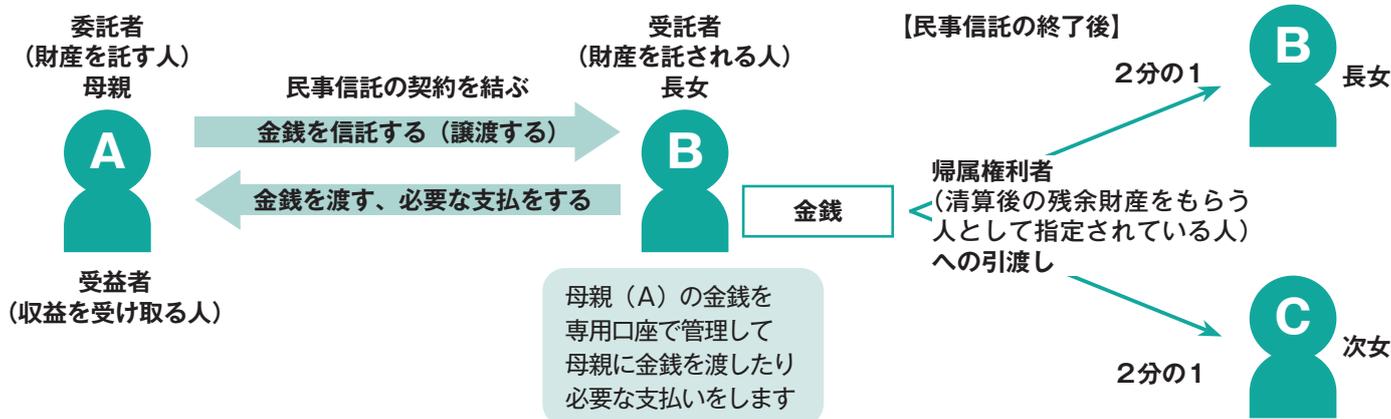
②「受託者」が財産を預かり、管理・運用する。

③「受託者」が「受益者」に収益を渡す。

委託者が財産を信託することで、財産の所有権は受託者に移りますが、だからといって受託者が財産を好き勝手に使えるわけではなく、信託の目的によって拘束されます。たとえば、親が子どもに財産を信託した場合、子どもが好き勝手にその財産を使ったり売ったりできるわけではなく、あらかじめ定められた目的（親の生活維持など）に沿った管理処分しかできません。

また本来、財産を誰かに譲渡すれば贈与税がかかりますが、委託者と受益者を同じ

【図表2】 家族による民事信託の例



人にすれば、贈与税はかかりません。たとえば、親(委託者)が賃貸アパートを子ども(受託者)に信託して、賃料を親(受益者)が受け取るようにすれば、子どもに贈与税はかかりません。

### 将来、認知症になったときに備える民事信託の活用方法

民事信託をする目的やその活用方法には、さまざまなものがあります。

#### ① 預貯金を守りたい

「認知症がひどくなると、銀行口座が凍結される」という話を、耳にしたことはないでしょうか。認知症が軽度であれば、家族は委任状をもとに預金の引き出しや振り込みができますが、判断能力が大幅に低下すると委任状は使えません。また、金融機関の窓口担当者が本人の様子を見て、口座を凍結するケースもあります。

このように、預貯金からの生活費の引き出しや介護費用の支払いができなくなる、本人だけでなく、家族も困ります。逆に、本人の判断能力が低下しているのに、預貯金を自由に引き出せる状態にしていると、判断能力の低下により、詐欺等の被害にあつて預貯金を失うおそれがあります。

将来、このような事態にならないよう、民事信託を活用して、本人の判断能力に問題がないうちに信頼できる家族を受託者として民事信託の契約を締結しておきます。受託者は、預貯金を引き出して専用口座に

入金して管理し、必要なときに引き出して本人に生活費を渡したり、介護費用などの支払いにあてます。本人の死後は、民事信託を終了させ、専用口座の残高は帰属権利者(清算後の残余財産をもらう人として指定されている人)に引き渡します。

たとえば、【図表2】は、母親が長女に金銭を信託したケースです。母親の死後は信託を終了し、専用口座の残高は長女と次女で2分の1ずつ分け合います。

#### ② 将来の遺産相続に備えたい

子どもの立場から、両親の相続について考えてみましょう。

いま両親は元気でも、たとえば将来、父親が亡くなったときには母親が認知症になっている可能性があります。認知症の母親が父親の遺産分割に参加するためには、家庭裁判所に成年後見人を選任してもらう必要があるため、準備期間も含めると数か月かかります。それまでの期間、母親の生活費や介護費用は、子どもが立て替える必要があるかもしれません。

また、母親に成年後見人がつくと、遺産分割協議で父親の遺産の半分を法定相続分として求める可能性が高いのですが、それでは都合が悪い場合もあるでしょう。

このような場合に民事信託が役立ちます。父親が生前、所有する財産を子どもに信託しておけば、その財産は遺産相続の対象から外れるため、父親の死後、母親をまじえて遺産分割協議を行う必要がなくなるからです。



## >>> 介護と家計を考える

また、母親は父親の財産を遺産として一括で受け取るのではなく、月々の生活費を受託者である子どもから受け取ることが可能になります。

③将来、家売って介護費用を捻出したい  
親の財産が自宅とわずかな預貯金しかないため、将来介護が必要になれば、自宅を売って介護施設の入居費用にあてたいという場合について考えてみましょう。

もし成年後見制度を利用する場合、自宅の売却には裁判所の許可が必要ですが、民事信託の場合は必要ありません。親はあらかじめ子どもに自宅を信託しておき、親の判断能力が低下して介護施設への入所が必要になったら、子どもが売却の手続きをすることで、入所費用を用意できます。

④賃貸物件の収益を公平に配分したい  
本人名義の賃貸物件（アパートなど）があり、その賃料を家族に公平に配分したいという場合にも、民事信託が利用できます。たとえば、父親の死後、母親が賃貸アパート2軒を相続したケースがあります。アパートの収益力はそれぞれ異なるため、将来母親が亡くなったら、長男と次男がどちらのアパートを相続するかもめるおそれがあります。そこで、母親は、アパートを2軒とも次男に信託して、母親が生きている間は母親が賃料を受け取り、死後は長男と次男が賃料を分け合うようにしました。将来、独身の長男が子どもを残さないまま亡くなった場合は、次男（または孫）にア

パートを引き継がせる予定です。

このようにすれば、母親が万一、認知症になった場合でも、次男がアパートを管理できますし、アパートが老朽化して大規模修繕や建替えが必要になった場合に、金融機関から借り入れることも可能です。

このほか、会社経営者である親が子どもに株式を信託して、親が判断能力を失った場合でも会社経営に支障を生じさせず、後継者が経営を行えるようにすることができま

す。また、障がいをもつ子どもをもち親が自ら判断能力が低下したときに備え、健康者である別の子どもに財産を信託して、障がいをもつ子どもにも生活費を渡してもらうようにするケースもあります。

### 民事信託を利用する場合の 注意点は？

民事信託は、親が認知症になった場合と死後の遺産相続の両方に備えられる便利な制度ですが、仕組みが複雑な上、数十年間という長期にわたる契約であることから、次の点に注意が必要です。

- ・遺言書よりも内容が難しいため、判断能力が低下した高齢者には利用できない場合がある。
- ・子どもが、将来の遺産相続に有利になるように親を誘導して契約を結ばせようとするところがある（将来の遺産相続トラブルにつながる）。
- ・相続人の遺留分（遺産の一定割合の保証

分）を侵害するような民事信託は無効。

- ・税制面でのメリットは少ない。
  - ・民事信託の契約を結んだあと、不動産の登記や信託口座の開設が必要になる。口座開設は民事信託の専門家でないとなし
- いたため、契約書の作成時から専門家に相談する必要がある。

### 遺言書など、他の制度も 併用する必要がある

民事信託はさまざまな場面をカバーするとはいえ、成年後見制度のように身上監護（住宅や生活環境の整備、入院手続き、介護サービスなどの契約や高齢者施設の入所契約など）機能はありません。

また、すべての財産を信託するわけではなく、信託しない財産については遺言書を作成する必要があります。筆者が民事信託のサポートをする場合は、遺言書・財産管理等の委任契約書・任意後見契約書をセットで公正証書を作成することが多いです（場合によっては、死後事務委任契約書や尊厳死宣言書も作成します）。弁護士に相談する場合は、問題のある家族を相続人から廃除する手続きなど、将来の相続トラブルを防ぐための対策も行うことが可能です。

認知症への備えを考える際には、これから自分や親が年をとると、財産管理や身の回りの手続きについてどんなサポートが必要になるかを具体的に想像しながら、将来の準備を進めていくようにしましょう。